

第155回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

三菱製紙株式会社

「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令並びに定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.mpm.co.jp/ir/general-meeting.html>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての基本方針は、以下のとおりであります。（最終改定：2020年3月31日）

— コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方 —

当社は、「世界市場でお客様の信頼に応える」「常に技術の先端を行く」「地球環境保全、循環型社会に貢献する」をグループの企業理念として企業活動を行っています。この理念のもと、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、CSR（企業の社会的責任）を重視した企業グループ経営を推進し、経営の透明性を高め、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

これを具体的に進めていくため、「三菱製紙株式会社 コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定しました。

— 会社の機関の概要 —

当社は、会社の機関設計として監査役会設置会社を選択しています。独立社外取締役を複数選任し、取締役会に求められる役割を十分に果たせる体制を構築しています。監督機能と執行機能を区分し、執行役員制を採用することにより、取締役会のスリム化と経営の意思決定のスピードアップ、業務執行の責任の明確化を図っています。

経営陣の指名と報酬について、客観性と透明性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を議長とする指名報酬委員会を設置しています。

毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令・定款で定められた事項や重要な業務執行の決定並びに監督を行っています。

社外監査役を含む監査役で監査役会を設置し、定期的又は必要に応じて監査役会を開催しています。

経営方針・経営戦略及び基本的な事業戦略について、原則として月2回、執行役員幹部等で構成する常務会を開催するほか、必要に応じて随時、経営陣並びに議題に関する幹部社員の少人数で討議する経営検討会を行い、迅速かつ最適な意思決定に努めています。

業務執行面では、事業部制を採り、各事業部に収益責任と権限を持たせ、業務執行体制の強化を図っています。

経営の状況を適時に共有し、経営方針を徹底するため、各事業拠点を含めた幹部による経営見通しの確認を月2回行っています。

業務分掌規定により組織の責任範囲を明確化し、諸決裁については取締役会規則・同細則ほか、当社諸規則に基づき適正に運用しています。

CSRを重視した企業グループ経営の推進のため、担当役員を任命すると共に、代表取締役社長を委員長とし、当社グループを横断的に組織するCSR委員会を設け、9つのCSR活動（コンプライア

ンス、リスクマネジメント、安全・衛生、環境、製品安全、製品品質、人権・労働、情報、社会貢献)全体を統括し、CSR基本方針、年間計画策定を行い、取締役会に報告します。

一 基本方針 一

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、「三菱製紙グループ企業行動憲章」及び「三菱製紙グループコンプライアンス行動基準」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役員及び従業員に伝え、企業倫理に関する理解を深めるための活動を行うことにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。市民社会や企業活動の秩序と安全を保持することに努め、組織的な危機管理を徹底します。

CSR委員会の下に、法務部が事務局として主管するコンプライアンス委員会を設置し、同憲章、同基準の周知徹底と法令遵守の徹底を進めるため、研修や啓発活動により、グループ全体への浸透を図ります。

役員及び従業員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに職制を通じて当該問題に対処すべき部門に報告し、又は社内・社外のホットライン（内部監査部が所管）を通じて通報します。当該問題に対処すべき部門は、総務人事部、法務部又は内部監査部と協議の上、再発防止策を決定し、実施します。

内部監査部において、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を、合法性と合理性の観点から検討・評価し、財務報告の信頼性確保及び経営効率の向上を図ります。

会社資産の保全については、総務人事部が主管し、資産の取得や使用・処分が適正な手続及び承認のもとで行われるよう管理します。

これらのコンプライアンス活動の概要、内部通報の状況について、取締役会に報告します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、「文書管理規定」「情報管理規定」に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁情報により記録し、保存します。取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業が活動していく上で生じる様々なリスクを的確に管理していくことが、企業の発展と企業価値の向上に重要であると認識しています。

CSR委員会の下に、総務人事部が主管しグループ全体のリスクマネジメントを統括するリスクマネジメント委員会を設置し、経営に重大な影響を及ぼし得る事態が発生した場合の体制を事前に整備し、その状況を取締役に報告します。本社各部署、各工場は、適切な業務推進のために諸規則、マニュアル等を整備し、平時における事前予防体制を構築し、問題が起きた場合の再発防止策を講じ、有事の際の対応を迅速に行える体制作りを進めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中期経営計画において目標となる連結ベースの基本計画を定め、各部門が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成方法（執行役員への権限委譲を含む）を担当取締役が定めます。その達成に向け、毎期主要な業績評価指標（KPI）を設定し、進捗状況を管理します。取締役会は定期的にその結果を評価し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「子会社等管理規定」に基づき、子会社の自主性を重視し自律的な意思決定を尊重することを基本としながら、当社グループの子会社管理の適正化と強化を図るべく子会社の指導・監督を行います。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「子会社等管理規定」に基づき、所管部門が子会社から定期及び随時に報告を受ける体制を整備するとともに、重要案件については子会社が所管部門の承認を要する体制とします。

主要な子会社は、当社幹部に対して定期的に経営報告を行います。

ロ. 子会社の損失の危機の管理に関する規定その他の体制

当社は、リスクマネジメント委員会に子会社も参画させ、当社グループのリスクマネジメントを統括します。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中期経営計画で目標とする基本計画の達成に向けて、「子会社等管理規定」に基づき、それぞれの子会社を所管する部門が子会社の指導・監督を行います。子会社の業績に関してもKPIを設定し、進捗状況を管理します。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「三菱製紙グループ企業行動憲章」並びに「三菱製紙グループコンプライアンス行動基準」を定め、コンプライアンス委員会に子会社も参画させ、子会社を含めた当社グループのコンプライアンスの強化を図ります。

毎年子会社も含めたグループ会社全体でコンプライアンス研修を行い、グループ内へのコンプライアンスの浸透を図ります。

子会社を含めたホットラインを設け、当社内部監査部又は社外の専門会社に直接通報できる制度を設けます。さらに、「子会社等管理規定」に基づき、当社グループにおける業務の適正を確保するため、関係する部署が必要に応じて子会社の監査を実施します。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われるよう、以下の事項を整備し、監査役の監査を支える体制を構築します。

イ. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備に関する事項

当社は、監査役が当社の経営課題や監査役の監査環境の整備等について代表取締役との相互理解を深めるため、定期的に会合を開催します。

監査役、内部監査部、会計監査人の間で意見交換を行い効果的な連携がなされるよう図ります。

監査役の職務遂行にあたり、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力し、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。

ロ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する監査役附を従業員から選任することに加え、補助する組織を内部監査部、経理部とし、監査役は、内部監査部、経理部所属の従業員に必要事項を命ずることができます。

内部監査部は監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告します。

ハ. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する従業員は監査役の指揮命令に従い、取締役、上長等は当該従業員に対する指揮命令を不当に制限しないよう、徹底します。

ニ. 監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

当社は、監査役の職務の効果的な遂行のため、取締役は次に定める事項を監査役に報告します。

①常務会で審議・報告された事項、②会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、③毎月の経営状況として重要な事項、④内部監査状況及びリスクマネジメントに関する重要な事項、⑤重大な法令・定款違反、⑥ホットラインの通報状況及び内容（社外窓口への通報は監査役に直接連絡が行く体制とします）、⑦その他コンプライアンス上重要な事項。

本社部門の重要な決裁書類については、監査役に回覧します。

・当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社は、「子会社等管理規定」に基づき、子会社から重要事項の報告を受けた所管部署が、監査役に対しても報告する体制をとります。

子会社から当社監査役に直接報告することができ、当社監査役も子会社に対して直接ヒアリングすることができます。

ホ. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「三菱製紙グループコンプライアンス行動基準」に報告者が報告したこと自体による不利益を被ることはない旨明記し、報告者が当社及び子会社において不利な取扱いを受けないことを確保します。

ヘ. 監査役職務の執行により生ずる費用の処理に係る方針

当社は、監査役がその職務の執行により生ずる費用について、当社に対し請求をしたときは速やかに当該費用を処理します。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度に実施した業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

<職務執行体制>

当期は、取締役10名（うち独立社外取締役2名）、監査役4名（うち独立社外監査役3名）により取締役会並びに監査役会を構成し、執行役員17名（うち取締役兼務者7名）により、業務執行に当たりました。当期は、定例取締役会12回、臨時取締役会2回、監査役会12回を開催し、経営に関する重要事項の決定や業務執行の監督、監査を行いました。

また、取締役会の実効性評価として、全取締役及び監査役へのアンケートとそれに基づく取締役会での議論により、現状認識の共有・課題の抽出等を行いました。

<コンプライアンス体制>

当期は、コンプライアンス委員会を2回開催し、研修計画の立案や実施確認、民法改正やグループ・ガバナンス・ガイドライン等の法令等の動向や近時の企業不祥事例の紹介による情報共有、ホットラインの通報状況の確認等を行いました。研修については、国内グループ会社全職員（パート社員、派遣社員含む）を対象としたコンプライアンス教育（テーマ：ハラスメント対策）や、業務上必要な法令の理解促進と遵守徹底を目的とした社内セミナー（テーマ：民法改正）を実施しました。また、イントラネットを活用し、定期的にコンプライアンス意識涵養のための情報提供を行いました。

<リスク管理体制>

当期は、リスクマネジメント委員会を2回開催し、事業環境の変化等に応じて当社グループに存在するリスクの洗い出しと評価をまとめたリスクマップの見直し、事業継続計画（BCP）の検討、その他個人・企業における情報セキュリティの脅威や新型コロナウイルスに関する情報提供等、当社グループのリスクマネジメントについて統括し、活動を進めました。

<子会社管理>

当社は、「子会社等管理規定」に基づき、当社グループの子会社管理の適正化と強化のため、当社の担

当部門が子会社の指導・監督を行っています。子会社における不適切事案発生に際しては、早期是正処置が取れる体制を整備しており、当期は適切に機能していることを確認しました。

<監査役監査>

当社の監査役は、期初に策定した監査方針・監査計画に基づき、取締役会・常務会等の重要経営会議への出席、書類の閲覧、工場や国内外子会社等への往査、代表取締役・社外取締役との定期的会合、部門長・子会社監査役に対するヒアリング等を行い、良質な企業統治体制を確立する責務を果たしました。また、会計監査人、内部監査部及び経理部との意見交換・情報共有を図るなど連携を深め、監査の実効性と効率性の向上を図りました。

会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、「世界市場でお客様の信頼に応える」「常に技術の先端に行く」「地球環境保全、循環型社会に貢献する」ことをグループの企業理念に掲げ企業活動を行っています。この理念に基づき社会に貢献し、中長期的な視点に基づく持続的な成長を通じて、企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じ当社株主となられた方々にお支えいただくことを原則としています。しかし、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値ないし株主の皆様共同の利益のため、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を目指し2019年度に新たにスタートした「新中期経営計画」の諸施策を強力に推進しております。また、2015年10月に策定したコーポレートガバナンス基本方針に従い、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、CSRを重視した企業グループ経営を推進し、経営の透明性を高めガラス張りの経営を行い、コーポレートガバナンスの充実にも取り組んでいます。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年5月27日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、2016年6月28日開催の当社第151回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で、継続してい

た当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「旧プラン」といいます）につき、所要の変更を行った上で継続することを決議し（以下、かかる変更後のプランを「本プラン」といいます）、2019年6月26日開催の当社第154回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は、上記継続に伴い、独立委員会委員として、従前と同様、片岡義広氏、品川知久氏、竹原相光氏の3氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、詳細につきましては、当社ホームページに掲載の2019年5月27日付けプレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続に関するお知らせ」をご覧ください。

（参考URL：<https://www.mpm.co.jp/company/news/pdf/2019/20190527-2.pdf>）

イ. 本プランの目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に必要な情報の提供及び考慮・検討のための期間を確保することを求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的とします。

ロ. 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

当社株式に関して、大要、次の1)から3)までのいずれかに該当する行為若しくはその可能性がある行為がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- 1) 当社の株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとします）が20%以上となる取得
- 2) 当社の株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします）とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる取得
- 3) 当社の特定の株主が、当社の他の株主との間で行う行為であり、且つ当該行為の結果として当社の株券等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又はかかる両株主の間に支配関係若しくは共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当該両株主の株券等保有割合の合計が20%以上となる場合に限り）

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、意向表明書及び大規模買付情報を提出・提供していただきます。

(c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には最長60日間、それ以外の態様による大規模買付行為の場合には最長90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。

(d) 独立委員会の勧告及び取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつき重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとします。

(e) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものとします。

ハ. 本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定したうえで、導入されたものです。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合は、その判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランによる買収防衛策の継続につきましては、2019年6月26日開催の第154回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に

従って、適時適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2019年6月26日開催の第154回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとしております。

ニ. 株主の皆様への影響

(a) 旧プランの本プランへの改定時における株主の皆様への影響

旧プランの本プランへの改定時には、株主の皆様の法的権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えておりません。

(b) 新株予約権の発行時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、本プランの定める例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

④ 上記の取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係る理由

上記②に記載した、基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を高めるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものと考えます。

また、当社取締役会は、前記③イ記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、1) 株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合にはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思にかからしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、2) 独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっていること、3) 対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、当社取締役会としては、本プランは当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないと考えております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	36,561	9,682	13,145	△ 150	59,240
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			△ 4		△ 4
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	36,561	9,682	13,140	△ 150	59,235
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 223		△ 223
親会社株主に帰属する当期純利益			801		801
自 己 株 式 の 取 得				△ 2	△ 2
自 己 株 式 の 処 分			△ 0	0	0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△ 1,127			△ 1,127
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	△ 1,127	578	△ 2	△ 550
当 期 末 残 高	36,561	8,555	13,719	△ 152	58,684

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	3,635	1,209	2,265	7,110	654	67,004
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額					△ 1	△ 6
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	3,635	1,209	2,265	7,110	653	66,998
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△ 223
親会社株主に帰属する当期純利益						801
自 己 株 式 の 取 得						△ 2
自 己 株 式 の 処 分						0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						△ 1,127
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 2,429	△ 113	△ 2,726	△ 5,269	△ 650	△ 5,920
当 期 変 動 額 合 計	△ 2,429	△ 113	△ 2,726	△ 5,269	△ 650	△ 6,470
当 期 末 残 高	1,206	1,095	△ 461	1,840	2	60,527

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

主要な連結子会社の名称

26社
三菱王子紙販売株式会社
北上ハイテクペーパー株式会社
ダイヤミック株式会社
K J 特殊紙株式会社
三菱ペーパーホールディング (ヨーロッパ) GmbH
三菱ハイテクペーパーヨーロッパ GmbH

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

連結の範囲から除いた理由

MP Juarez, LLC.
非連結子会社 (7社) はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数

主要な持分法適用会社の名称

3社
エム・ピー・エム・王子エコエネルギー株式会社
兵庫クレール株式会社
フォレストル・ティエラ・チレーナ Ltda.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社の名称

持分法を適用しない理由

MP Juarez, LLC.
持分法を適用しない会社 (14社) は、それぞれ当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性はないためであります。

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算期が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、下記6社の決算日は12月31日であります。

三菱ペーパーホールディング (ヨーロッパ) GmbH
三菱ハイテクペーパーヨーロッパ GmbH
三菱イメージング (エム・ピー・エム) ,Inc.
エム・ピー・イー・リアルエステート GmbH & Co. KG
珠海清菱浄化科技有限公司
MPM Hong Kong Limited

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

- ② デリバティブ取引 時価法
- ③ たな卸資産

主として総平均法及び移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物

定額法

建物以外の有形固定資産

定額法。なお、当社の本社、研究所その他及び一部の連結子会社において定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

また、在外連結子会社については、所在地国の規定により計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ① 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産（退職給付信託を含む）の額を控除した額を計上しております。

なお、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、退職給付に係る資産に計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～15年）による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～15年）による定額法により、その発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

- ② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

- ③ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等について、振当処理をしております。

- ④ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

- ⑤ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

- ⑥ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（会計方針変更に関する注記）

国際財務報告基準を適用している子会社は、当連結会計年度より、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当連結会計年度末の「有形固定資産」が662百万円増加し、流動負債の「リース債務」が184百万円及び固定負債の「リース債務」が475百万円増加しております。当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

退職給付に係る会計処理における数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数について、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、当連結会計年度より費用処理年数を当社は12年から11年、一部の国内連結子会社は9年～14年から8年～13年に変更しました。

この変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ784百万円減少しております。

（追加情報）

新型コロナウイルスの感染拡大により、日本経済や世界経済への深刻な影響が見込まれております。当社グループにおいても2021年3月期の一定期間にわたり、当該影響が継続する前提で繰延税金資産の回収可能性等について会計上の見積りを行っております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産

① 担保に供している資産及び担保に係る債務は次のとおりであります。

担保に供している資産		
建物及び構築物	9,043百万円	(9,043)百万円
機械装置及び運搬具	12,241百万円	(11,402)百万円
土地	8,746百万円	(8,746)百万円
投資有価証券	2,222百万円	(-)百万円
その他	45百万円	(45)百万円
合計	32,299百万円	(29,237)百万円

担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定額を含む）	6,339百万円	(3,250)百万円
合計	6,339百万円	(3,250)百万円

上記のうち、()内は工場財団抵当並びに当該債務であり、内数で表記しております。

② 下記の資産については、工場財団根拠当権を設定しておりますが、実質的に担保に供されている資産はありません。

建物及び構築物	3,937百万円
機械装置及び運搬具	3,128百万円
土地	385百万円
その他	0百万円
合計	7,451百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

407,482百万円

3. 固定資産の圧縮記帳額

1,740百万円

4. 保証債務等

連結会社以外の会社等の金融機関からの借入等に対して行っている債務保証額

従業員（財形住宅資金等）	370百万円
その他 1件	4百万円
合 計	375百万円

5. 債権流動化に伴う遡及義務

1,558百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失 額
青森県八戸市	遊休資産	機械及び装置等	1,159百万円

当社グループは、事業用資産については主として生産拠点である工場単位、遊休資産については個別物件単位でグルーピングをしております。

遊休資産につきまして、それぞれ帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、機械及び装置等については帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当 期 首 株 式 数	当 期 増 加 株 式 数	当 期 減 少 株 式 数	当 期 末 株 式 数
普通株式 (株)	44,741,433	-	-	44,741,433

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額 (百 万 円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2019年5月27日 取締役会	普通株式	223	5.00	2019年3月31日	2019年6月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株 式 の 種 類	配 当 の 原 資	配 当 金 の 総 額 (百 万 円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年5月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	223	5.00	2020年3月31日	2020年6月4日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 受取手形及び売掛金	31,358	31,358	-
(2) 投資有価証券 その他有価証券	12,638	12,638	-
資産 計	43,997	43,997	-
(3) 支払手形及び買掛金	22,082	22,082	-
(4) 電子記録債務	3,934	3,934	-
(5) 短期借入金（1年内返済長期借入金を除く）	49,407	49,407	-
(6) コマーシャル・ペーパー	4,000	4,000	-
(7) 長期借入金（1年内返済長期借入金を含む）	48,355	48,767	411
負債 計	127,779	128,191	411
(8) デリバティブ取引	-	-	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これら時価について、株式は取引所の価格によっております。

(3) 支払手形及び買掛金、(4) 電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、1年内返済予定長期借入金（連結貸借対照表計上額14,860百万円）は長期借入金に含めております。

(6) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。また、1年内返済予定長期借入金（連結貸借対照表計上額14,860百万円）も含めております。

(8) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 子会社株式、関連会社株式、並びに非上場株式（連結貸借対照表計上額3,125百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

当該賃貸等不動産の時価等については、重要性が乏しいため注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	1,355円27銭
(2) 1株当たり当期純利益	17円96銭

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
				繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	36,561	10,161	10,161	17	5,152	5,169
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△ 223	△ 223
当 期 純 損 失					△ 971	△ 971
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分					△ 0	△ 0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△ 1,194	△ 1,194
当 期 末 残 高	36,561	10,161	10,161	17	3,957	3,974

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△ 107	51,785	2,099	2,099	53,885
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△ 223			△ 223
当 期 純 損 失		△ 971			△ 971
自 己 株 式 の 取 得	△ 0	△ 0			△ 0
自 己 株 式 の 処 分	0	0			0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			△ 1,443	△ 1,443	△ 1,443
当 期 変 動 額 合 計	△ 0	△ 1,195	△ 1,443	△ 1,443	△ 2,639
当 期 末 残 高	△ 108	50,590	655	655	51,245

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法：時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品：総平均法による原価法

仕掛品：総平均法による原価法

原材料及び貯蔵品：移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物

定額法

建物以外の有形固定資産

定額法。なお、本社、研究所その他において定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産（退職給付信託）の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により、その発生翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

5. 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取り扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

7. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

8. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

退職給付に係る会計処理における数理計算上の差異の費用処理年数について、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、当事業年度より費用処理年数を12年から11年に変更しました。

この変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ766百万円減少しております。

（追加情報）

新型コロナウイルスの感染拡大により、日本経済や世界経済への深刻な影響が見込まれております。当社においても2021年3月期の一定期間にわたり、当該影響が継続する前提で繰延税金資産の回収可能性等について会計上の見積りを行っております。

（貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産

八戸工場財団についての担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

建物	7,552百万円
構築物	1,491百万円
機械及び装置	11,386百万円
車両運搬具	15百万円
工具、器具及び備品	45百万円
土地	8,746百万円
合計	29,237百万円

担保に係る債務

長期借入金	3,250百万円
-------	----------

高砂工場及び京都工場の有形固定資産は次のとおり工場財団根拠当権を設定しておりますが、実質的に担保に供されている資産ではありません。

建物	2,468百万円
構築物	130百万円
機械及び装置	2,120百万円
工具、器具及び備品	0百万円
土地	109百万円
合計	4,829百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

292,034百万円

3. 保証債務等

① 当社従業員の財形貯蓄制度による金融機関からの借入金に対する保証	370百万円
② 金融機関からの借入金等に対する保証	
三菱ハイテクペーパーヨーロッパGmbH	7,223百万円
八戸紙業株	993百万円
三菱イメージング（エム・ピー・エム）,Inc.	217百万円
その他 4社	62百万円
合 計	8,496百万円

4. 関係会社に対する金銭債権、金銭債務

短期金銭債権	35,378百万円
長期金銭債権	5,020百万円
短期金銭債務	12,457百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高の総額

売上高	70,719百万円
売上原価、販売費及び一般管理費	37,740百万円
営業取引以外の取引高	13,981百万円

2. 減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失 額
青森県八戸市	遊休資産	機械及び装置等	1,159百万円

事業用資産については主として生産拠点である工場単位、遊休資産については個別物件単位でグルーピングをしております。

遊休資産につきまして、それぞれ帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、機械及び装置等については帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株 式 の 種 類	当 期 首 株 式 数	当 期 増 加 株 式 数	当 期 減 少 株 式 数	当 期 末 株 式 数
普通株式 (株)	69,398	1,758	72	71,084

(注) 増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	1,758株
単元未満株式の処分による減少	72株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払費用	157百万円
退職給付引当金	2,808百万円
固定資産減損損失累計額	579百万円
関係会社出資金評価損	4,454百万円
関係会社株式評価損	1,119百万円
税務上の繰越欠損金	4,285百万円
その他	<u>1,808百万円</u>
繰延税金資産小計	15,214百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 3,486百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 7,409百万円
評価性引当額小計	<u>△10,895百万円</u>
繰延税金資産合計	4,318百万円
繰延税金負債	
退職給付信託設定益	△ 1,048百万円
退職給付信託返還有価証券	△ 151百万円
その他有価証券評価差額金	△ 294百万円
繰延税金負債合計	<u>△ 1,493百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,824百万円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社

種類	会社名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	項目	期末残高			
子会社	三菱王子紙販売(株)	直接 99.9 間接 -	紙の販売代理店。パルプ及び薬品の当社への販売。不動産の一部を賃貸借。役員の兼任等があります。	紙、パルプ、薬品等の販売(※注1)	百万円		百万円			
				59,922	売掛金	17,718				
				4,597	買掛金	189				
	北上ハイテクペーパー(株)	直接 100.0 間接 -	同社製品の購入。原材料の供給。役員の兼任等があります。	パルプ、薬品の仕入(※注1)	61,829	短期借入金	4,562			
				商品等の仕入(※注1)	14,067	買掛金	1,359			
				原材料等の供給(※注1)	9,629	未収入金	1,123			
関連会社	エム・ピー・エム・王子エコエネルギー(株)	直接 45.0 間接 -	当社からの資金融資等。役員の兼任等があります。	資金の貸付(※注1)	-	長期貸付金	2,115			
				三菱ハイテクペーパーヨーロッパGmbH	直接 100.0 間接 -	欧州における事業運営のための資金供給及び技術援助。役員の兼任等があります。	技術料の受取(※注1)	266	-	-
				三菱イメージング(エム・ピー・エム)Inc.	直接 100.0 間接 -	当社写真感材、印刷感材、IJ用紙の北中南米向け販売。役員の兼任等があります。	紙及び写真・印刷製版材料の販売(※注1)	5,245	売掛金	2,852
				エム・ピー・エム・王子ホームプロダクツ(株)	直接 70.0 間接 -	当社からの資金融資等。役員の兼任等があります。	資金の貸付(※注1)	1,638	短期貸付金	784
				-	長期貸付金	2,905				

(※注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に交渉の上で決定しております。

(注2) 保証債務については、「個別注記表」の貸借対照表に関する注記に記載しており、一般的な取引条件で行っております。

2. 兄弟会社等

種類	会社名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	項目	期末残高
その他の関係会社の子会社	OCMファイバートレーディング(株)	直接 14.0 間接 -	輸入チップの当社への販売	輸入チップの仕入(※注1)	3,890	買掛金	1,869

(※注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に交渉の上で決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- (1) 1株当たり純資産額 1,147円20銭
(2) 1株当たり当期純損失 21円74銭